

○赤磐市商工業起業家奨励金交付要綱

平成18年3月31日

告示第37号

改正 平成22年6月1日告示第49号

平成23年3月22日告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、商工業を新たに創業した起業家が、将来にわたり専業として商工業経営を続け、自信と誇りを持った経営を確立するとともに、地域商工業発展の中核者として育成するため、予算の範囲内において、赤磐市商工業起業家奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、赤磐市補助金等交付規則（平成17年赤磐市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業家 赤磐市内に住所を有し、新たに赤磐市内で商工業を創業した個人及び法人をいう。

(2) 創業の日 個人の場合にあっては創業の日、法人の場合にあっては法人登記の日をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当する起業家とする。

(1) 申請時、赤磐商工会員であり、創業して一箇年以上を経過している個人であって、市税の滞納がない起業家

(2) 申請時、法人登記を行って一箇年以上を経過している法人であって、市税の滞納がない起業家

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる起業家は交付対象者としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する起業家

(2) 法人においては、社名又は代表者変更となる起業家

(3) 親に代わって、子及び親族が経営者となる起業家

(4) 仮設テント、仮設店舗で事業を行う起業家

(5) その他市長が適切でない判断する事業を行う起業家

(交付額)

第4条 奨励金の額は、1件につき20万円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、起業の日から2年以内に、赤磐市商工業起業家奨励金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、奨励金の交付申請があったときは、その内容について審査し、適当であると認めるときは、奨励金の額を決定し、赤磐市商工業起業家奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金の交付は、交付決定後速やかに行うものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成17年4月1日以降に創業した起業家から適用する。

附 則(平成22年6月1日告示第49号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年3月22日告示第13号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

赤磐市長 様

申請者 住所

(ふりがな)

氏名 ㊟

年 月 日生(歳)

赤磐市商工業起業家奨励金交付申請書

赤磐市商工業起業家奨励金交付要綱第5条の規定により赤磐市商工業起業家奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類 経営計画表(別紙)

市税の完納証明書

赤磐商工会員は商工会員である証明(加入日明記)

法人の場合は法人登記簿謄本の写し

別紙

経 営 計 画 表

| | | | | | |
|-----------------------|------------|----------|----|-------|--|
| 最 終 学 歴 | | | | | |
| 職 歴 | 期 間 | | | | |
| | 勤 務 先 | | | | |
| 起 業 年 月 日 | | 年 月 日 起業 | | | |
| 商工会会員となった年月日又は法人登記年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 経営規模 | 職 種 等 | | | | |
| | (規模を内数で記入) | | | | |
| 本人の経営計画 | 時 期 | 就 業 時 | | 3 年 後 | |
| | 職 種 等 | | | | |
| | 規 模 | | | | |
| | 売 上 額(千円) | | | | |
| | 所 得 額(千円) | | | | |
| 経営拡大計画 | 時 期 | | | | |
| | 規 模 | | | | |
| | 備 考 | | | | |
| 家族の状況 | 氏 名 | 続柄 | 年齢 | 職 業 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 1 年齢は、申請時の満年齢とする。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

赤磐市長

赤磐市商工業起業家奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった赤磐市商工業起業家奨励金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付額

円

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)